

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第4号）

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額51,330,343千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		240,554	△59,383	181,171
	1 一般会計繰入金	240,554	△59,383	181,171
4 県債		49,956,717	59,383	50,016,100
	1 県債	49,956,717	59,383	50,016,100
歳入合計		51,330,343	0	51,330,343

平成23年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月27日提出

福島県知事 佐藤 雄平

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸付勘定収入		383,017	1	383,018
	2 諸 収 入	30,012	1	30,013
歳 入 合 計		388,260	1	388,261

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林業・木材産業改善資金		388,260	1	388,261
	1 貸 付 勘 定	383,017	1	383,018
歳 出 合 計		388,260	1	388,261

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,824,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,871,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金		6,526,856	1,082,500	7,609,356
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,526,856	1,082,500	7,609,356
7 県 債		7,835,200	1,009,500	8,844,700
	1 県 債	7,835,200	1,009,500	8,844,700
8 国 庫 支 出 金		2,619,000	732,500	3,351,500
	1 国 庫 補 助 金	2,619,000	732,500	3,351,500
歳 入	合 計	18,047,074	2,824,500	20,871,574

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		14,934,524	696,000	15,630,524
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	7,147,520	436,000	7,583,520
	3 上 屋 管 理 運 営 費	157,384	260,000	417,384
2 相馬港港湾整備事業費		3,063,248	2,128,500	5,191,748
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,764,162	150,000	1,914,162
	2 上 屋 管 理 運 営 費	600,394	1,234,500	1,834,894
	4 荷 役 機 械 整 備 費	689,540	744,000	1,433,540
歳 出 合 計		18,047,074	2,824,500	20,871,574



第 2 表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 小名浜港港湾整備事業費	1 ふ頭埋立造成費		2,843,970
		災害復旧費	2,713,970
	3 上屋管理運営費		130,000
		災害復旧費	130,000
	2 相馬港港湾整備事業費	1 ふ頭埋立造成費	
災害復旧費			326,970
2 上屋管理運営費			833,000
		災害復旧費	833,000
4 荷役機械整備費			945,000
		災害復旧費	945,000
合		計	

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費 (上 屋 管 理 運 営 費))	65,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
計	65,000			

## (2) 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧費 (小名浜港港湾整備事業費 (ふ頭埋立造成費))	3,659,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	3,877,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
災害復旧費 (相馬港港湾整備事業費 (ふ頭埋立造成費))	392,100				467,100			
災害復旧費 (相馬港港湾整備事業費 (上屋管理運営費))	187,000				595,000			
災害復旧費 (相馬港港湾整備事業費 (荷役機械整備費))	229,000				472,500			
計	7,835,200				8,779,700			

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,656,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,760,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		4,960,118	1,221,021	6,181,139
	1 一般会計繰入金	4,960,118	1,221,021	6,181,139
5 繰越金		1	435,927	435,928
	1 繰越金	1	435,927	435,928
歳入合計		12,103,759	1,656,948	13,760,707

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		12,103,759	1,656,948	13,760,707
	1 管 理 費	3,432,013	1,656,948	5,088,961
歳 出 合 計		12,103,759	1,656,948	13,760,707

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（二本松処理区）維持管理業務の委託	平成 23 年度 から 平成 27 年度 まで	221,448

平成23年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成23年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,338,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		836,205	2,278	838,483
	1 一 般 会 計 繰 入 金	836,205	2,278	838,483
4 繰 越 金		2	7,446	7,448
	1 繰 越 金	2	7,446	7,448
歳 入 合 計		1,329,016	9,724	1,338,740

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		1,329,016	9,724	1,338,740
	1 奨学資金貸付事業費	1,329,016	9,724	1,338,740
歳 出 合 計		1,329,016	9,724	1,338,740

平成23年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額797,974千円は、過年度分損益勘定留保資金434,546千円及び当年度分損益勘定留保資金363,428千円で補てんするものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	1,481,893千円	396,006千円	1,877,899千円
第1項 企業債	190,100千円	79,200千円	269,300千円
第2項 国庫支出金	464,238千円	316,806千円	781,044千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,279,865千円	396,008千円	2,675,873千円
第1項 建設改良費	1,380,396千円	396,008千円	1,776,404千円

（企業債の補正）

第3条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前	起債の方法	利率	償還の方法
限度額				

工業用水道建設工事費	190,100千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年 10 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	269,300千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年 10 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

の見直し  
を行った  
後におい  
ては、当  
該見直し  
後の利  
率)

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第4条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
8,027千円	31,310千円	39,337千円

平成23年9月27日提出

福島県知事 佐藤 雄平

平成23年度福島県立病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成23年度福島県立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(1) 建設改良事業	3,297,974千円	△233,089千円	3,064,885千円
既設病院整備	162,678千円	△13,639千円	149,039千円
資産購入	483,156千円	△219,450千円	263,706千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	12,490,391千円	△15,285千円	12,475,106千円
第2項 医業外収益	5,053,140千円	△15,285千円	5,037,855千円
支 出			
第1款 病院事業費用	13,130,482千円	△17,130千円	13,113,352千円
第1項 医業費用	12,673,250千円	△17,130千円	12,656,120千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	4,670,969千円	△233,089千円	4,437,880千円
第3項 補助金	512,208千円	△233,089千円	279,119千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,670,969千円	△233,089千円	4,437,880千円
第1項 建設改良費	3,297,974千円	△233,089千円	3,064,885千円

(債務負担行為の補正)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム導入事業費	平成24年度	245,689千円